

## 平成30年7月豪雨で被災された方は、一部負担金など医療費(\*)の猶予を受けられます。

平成30年7月豪雨における災害救助法の適用市町村の住民で、被災により家が半壊した等の一定の条件を満たす方については、一部負担金など医療費(\*)の負担について支払を猶予しています。猶予の要件、期間等については、以下のページをご確認ください。

※医療費については保険診療にかかる自己負担額を指します。

### 公立学校共済組合本部ホームページ

[https://www.kouritu.or.jp/topics/kumiai/30\\_1/index.html](https://www.kouritu.or.jp/topics/kumiai/30_1/index.html)

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4117

## 国民年金第3号被保険者の届出はお済みですか？

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者については、国民年金第3号被保険者の届出が必要です。このため、市町村共済組合等の他共済から公立学校共済組合に転入された方についても届出が必要になります。

### 【提出書類】

「国民年金第3号被保険者資格取得届」に「基礎年金番号のわかるもののコピー」をつけて、所属所の事務担当者へ提出ください。

### 【国民年金第3号被保険者資格取得届等の流れ】

届出人 ⇒ 所属所 ⇒ 公立学校共済組合 ⇒ 年金事務センターにて登録  
(登録からデータ反映されるまで1~2か月を要します。)

### < 被扶養配偶者の資格取消事由が生じた場合は、下記の手続きを行ってください >

手続きの事由	種別	提出書類
収入超過により被扶養配偶者ではなくなった場合 離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合	3号非該当	・国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届 次加入の保険が社会保険なら不要
被扶養配偶者が60歳未満で死亡した	3号資格喪失	・国民年金第3号被保険者死亡届 ・基礎年金番号のわかる書類の写し(年金手帳や基礎年金番号通知書)
就職により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→2号	※就職先で確認してください。
組合員が退職したため被扶養配偶者ではなくなった 雇用保険受給や所得超過により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→1号	※居住地の市区町村で確認してください。

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

## 今年の健診結果はいかがでしたか？ ～巡回方式による特定保健指導のご案内～

増やそうとしていないのに、今年も体重が増えていた、自覚症状はないけれど、コレステロールの値が…等、特定健康診査の結果をみて、がっかりしている方、いらっしゃいませんか？生活習慣の改善が必要と思っても、一人で改善するのはなかなか難しいものです。特定保健指導は、特定健康診査でメタボリックシンドロームのリスクが高くなってきたと判定された方に、生活習慣を改善していただくためのサポートをするプログラムです。巡回方式による特定保健指導では、対象となった方の職場に保健師や管理栄養士などが出向き、それぞれに合った生活習慣改善の計画を一緒に立て、健康づくりを応援していきます。この機会にぜひご利用ください。

※対象となった方には、所属を通じてご案内します。

※費用は無料です。

